

まん延防止等重点措置の期限延長に伴う、 新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力のお願い

令和4年3月4日(金)、国は「まん延防止等重点措置」の期限を3月21日(月)まで延長することを決定しました。

期限延長に伴い、**令和4年3月7日(月)から3月21日(月)まで**の期間については、団体利用の**新規予約の受付を中止**いたします。

また、「まん延防止等重点措置」が適用された地域から利用される皆様には、お住まいの地域の感染状況や自治体からの発表などを確認し、十分ご注意ください。

かみす防災アリーナとしても、お客様に安心してご利用いただけますよう、より一層の感染症対策に努めてまいります。

かみす防災アリーナ